

あなたのくらしの あんなさんのために

にちじょうせい かつじりつ しえんじぎょう 日常生活自立支援事業



- ・ 認知症高齢者
- ・ 知的障がい者
- ・ 精神障がい者など

判断能力が不十分な方
※ 診断や手帳の有無は関係ありません

計画的にお金を使いた
いけどいつも迷ってし
まう方

介護保険関係の書類が
たくさんくるけど、どう
手配したらいいかわ
からない方

福祉サービスを使いた
いがどうすればいいか
わからない方

最近物忘れが多くて
預金通帳をちゃんと
しなかったかいつも心
配な方

相談・支援計画の作成・契約の締結は無料です。

- ### サービスの内容
- ① 福祉サービス利用時の様々な手続きや契約支援
 - ② 預貯金の出し入れ
 - ③ 生活に必要な利用料などの支払い事務手続き
 - ④ 年金手帳・証書や預金通帳などの書類管理

サービス利用費用

① 福祉サービス利用手続きの援助や金銭管理など
→ 1時間あたり1,100円

② 書類等の預かり
→ 1ヶ月あたり500円

※ 交通費がかかることもあります

稲敷市成年後見サポートセンター



成年後見制度

の利用をを考えてみませんか？

成年後見制度って何ですか？

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の預貯金の管理など(財産管理)や、日常生活での様々な契約など(身上監護)を支援していく制度です。支援を受けられるのは次のような法律行為です。

- ◆ 財産管理(金銭に関する支援)
 - ・ 預貯金や印鑑、銀行印の管理、金融機関との取引
 - ・ 印鑑を扱うような契約行為
 - ・ 不動産や権利などの財産管理・保管・処分
 - ・ 公共料金など日常生活中での各種支払
- ◆ 身上監護(生活に関する支援)
 - ・ 不動産など、本人の住居確保に関する契約や費用の支払い
 - ・ 通院時の治療や処方箋などの説明を受ける時の同席(ただし、治療行為や処置に関することの代理や同意はできません)
 - ・ 介護サービスや施設に入所するときの契約、入所後の異議申し立てなど
 - ・ 年金や社会保険の手続き

◆ 相談受付について

○ 月～金の午前 8:30～午後 5:00
※ 祝日・年末年始はお休みです。
来所される場合には、事前に (TEL029-892-5711) 電話連絡をしてお願いたします。

相談支援業務

- ・ 成年後見制度に関する情報提供
- ・ 成年後見制度利用に関する相談
- ・ 日常生活自立支援事業に関する相談
- ・ 成年後見制度申立てに関する相談など

日常生活自立支援事業

- ・ 判断能力がある方で、福祉サービスの利用に関する相談や手続き代行、生活費の払い戻し、公共料金・福祉サービスの利用料金の支払いの支援

稲敷市 成年後見サポートセンター 主な業務内容

法人後見業務

- ・ 権利調整に関する相談に対してケース検討会を開催して本人の状況確認、支援方針の決定、後見人候補者の検討、談話、法人後見委任の判断
- ・ 当会が法人人として成年後見人等の委任

広報活動

- ・ 各関係機関と連携し、制度や当センターのPR
- ・ 成年後見制度に関する勉強会や講習会の開催
- ・ 各関係機関へのアンケート調査の実施など

稲敷市社会福祉協議会が行っている事業

地域の福祉のために

事業名	事業内容
福祉機器等の無償貸出事業 (社協会費を活用)	福祉用具等の貸出 (車イス、AED) イベント用物品等の貸出 (綿菓子機、フロジエクター、スクリューン、かき氷機) ※営利目的は除く。
在宅福祉サービス事業 (社協会費を活用)	高齢者や障害をお持ちの方が、自宅で安心して日常生活を送れるように、地域の人々 (ボランティア) が協力し、家事援助 (掃除・買い物等) などを行う市民参加型の有償福祉サービスです。(30分 400円)
ボランティア活動の支援 (社協会費を活用)	ボランティア活動を支援するため、様々な研修を実施するほか、ボランティア保険の加入事務やボランティア活動に対する助成を行います。
出前福祉事業 (社協会費を活用)	小学校や地域に出張し、車イス体験講座や、点字講座、手話講座を行います。
学生服リサイクル (社協会費を活用)	子育て家庭の負担軽減を図るため、学生服のリサイクルを行います。
交通通児就学奨励金贈呈	市内の交通通児を対象に、小学校・中学校卒業時の就学奨励金を贈呈します。
福祉協力校の指定 (共同募金を活用)	市内の小中学校を福祉協力校に指定し、それぞれの学校で行われる福祉活動を助成します。
歳末施設イベント助成 (共同募金を活用)	市内の幼児保育園のイベントや、福祉事業所が歳末に行うイベントなどに助成します。
心配ごと相談事業	弁護士や心配ごと相談員による月2回の相談会を中学校区ごとに巡回して実施します。(第1・3木曜)
給食サービス	70歳以上の独居高齢者を対象に、月1回のボランティアさん手作り弁当をお届けします。(夏季6月～9月は実施しません。) (江戸崎地区：第2水曜日が第3水曜日、新利根地区：第2木曜日、桜川地区：第3木曜日、東地区：第3水曜日)
ふれあい電話事業	65歳以上の独居高齢者を対象に、ボランティアによる月2回程度の電話訪問 (安否確認) を行います。
地域介護ヘルパー養成事業	市内在住の中学生以上の方を対象に、介護やボランティアなどの基本的な知識と技術の研修を実施し、地域で活動するボランティアや介護従事者を養成します。
介護支援ボランティア事業	高齢者がボランティア活動を通じて地域貢献することを奨励・支援することで、自身の介護予防にもつながる事業を行います。 (ボランティア活動1時間に対し1ポイント付与され、上限が年間50ポイント。5ポイント以上で1ポイント100円交換)
善意銀行運営事業	善意の寄付金や物品などの寄付を受け、稲敷市の地域福祉に役立てています。

生活が困窮した世帯のために

事業名	事業内容
家計改善支援事業	生活困窮世帯の家計の収支状況を明らかにし継続的な助言、指導を行い、生活再建に向けた支援を行います。また、必要な場合は貸付の斡旋を行います。
小口資金貸付事業	稲敷市に6ヶ月以上在住する低所得の要援護者で、自立更生の意欲がある貸付希望者に対して5万円を限度に貸付を行います。
生活福祉資金貸付事業 コロナウイルス感染症対策特別貸付事業	低所得者や障がい者又は、高齢者に対し、経済的自立を図り安定した生活が送れるよう必要な資金の貸付を行います。 コロナウイルスの影響により収入が減少した方に必要な資金の貸付を行います。